

裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市北区西天満四丁目6番18号
アクセスビル5階
弁護士法人 大阪芙蓉法律事務所
弁護士 清王 達之

処分庁



審査請求人が平成30年8月22日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分及び法第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年7月25日付けで行った保護廃止決定処分及び同月26日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成24年3月8日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、請求人が、調停成立による解決金（以下「本件解決金」という。）を受領したことから、調停の成立日である平成30年6月12日限りで請求人の保護を廃止



する決定（以下「本件決定1」という。）を同年7月25日付けで行うとともに、廃止日以降に支給した医療費を法第63条に基づき費用返還を求める決定（以下、「本件決定2」といい、本件決定1とあわせて「本件決定」という。）を同月26日付けで行った。

- 3 平成30年8月22日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

請求人の妻（以下「妻」という。）は法テラスを利用して、平成29年4月27日、A病院に対し、医療過誤に基づく損害賠償の調停を申し立てた。この調停の中で、平成30年6月12日、病院側が1700万円を支払うとの調停が成立した。しかしながら、その支払いは同年7月6日限り支払うというものであり、しかも法テラスの指示のもと、妻に引き渡してもよいとの許可が出るまでは、妻の手元には入らない状態となっていた。

したがって、現実には妻が解決金を入手できる時期は、調停が成立した平成30年6月12日ではなく、少なくとも平成30年7月6日以降となる。

ところが、今回、本件決定1、本件決定2は、いずれも平成30年6月12日を基準としている。これは上記解決金の支払期日を無視した不合理な判断であり、速やかに取り消しを求める。

- (2) 審理員が平成31年1月16日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2(1)のアの(エ)(ク)について

弁明書では、「賠償金の収入があった際や現物としての保障や給付を受けた場合には必ず連絡をすることを相互に確認」「保険金が入った際の収入申告について再度確認」と記載されているが、そのような事実はない。

賠償金が入った場合に、どの時点から生活保護が停止になるのかについての明確な説明はなかった。担当者に聞いても「初めてなので分からない」との話であった。

イ 後記2(1)のアの(サ)について

ケースワーカーの担当者は、本件のようなケースは初めてであるとの説明があり、後記2(1)記載のような明確な話はなかった。

ウ 現場担当者は、いずれも模索的に対応しており、当初から明確な対応がなされていれば、本件混乱は避け得たはずである。

賠償金が支払われたといっても、現実には請求人の手元に入ったのは、7月12日である。医療過誤訴訟の賠償金の支払期日は平成30年7月6日であり、この時点までは、請求人の手元に、賠償金が入る余地はない。にもかかわらず、生活保護の停止時期は、調停成立日の6月12日になっている。これは明らかに矛盾しており、速やかに是正するよう求める次第である。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成30年6月12日付けの調停調書の別紙には、調停条項として、「相手方は、申立人に対し、本件解決金(ただし、既払金を除く。)として、1700万円の支払義務があることを認め、これを平成30年7月6日限り、下記口座に振り込んで支払う。」との記載がある。

2. 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年12月13日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成24年3月8日 生活保護開始。

(イ) 平成25年4月26日 請求人より電話連絡。

請求人から電話にて、妻が4月22日に後腹膜の手術をしたが翌日になって足が動かなくなったこと報告を受ける。請求人が医療機関に対し医療ミスを指摘し、それを受けて再検査を行った結果5月1日に神経移植手術が行われることになったとのこと。

(ウ) 平成25年4月30日 請求人より電話連絡。

4月22日の手術の結果、妻の足が動かなくなったことについて主治医に問い合わせたところ、誤って足腱(神経)を切ってしまったとの返答を受けた。再手術がこの日行われるとの報告がある。

(エ) 平成25年5月29日 請求人来所。

妻の術後経過について報告がある。手術については、役所内の無料法律相談にも話をしていいる。弁護士からは今後賠償金の額によっては生活保護が廃止になるかもしれないとの指摘を受けたとのこと。賠償金の収入があった際や現物としての保障や給付を受けた場合には必ず連絡することを相互に確認。

(オ) 平成25年8月22日 定期家庭訪問。

妻の手術の件で、請求人は毎日病院へ出向いているとの話。本件について、法テラスにも相談しているとのこと。

(カ) 平成25年9月29日 請求人及び妻来所。

妻は外泊許可を得て来所したとのこと。現在の住居がバリアフリーではないため、車いすで生活できるところに転居したいとの相談がある。

また、医療ミスについて病院は弁護士を通じてしか話し合わない姿勢のため、話が前に進みにくいとのこと。

(キ) 平成26年10月23日 定期家庭訪問。

医療ミスについて、そろそろ損害賠償について話し合う時期との話。そのための手続きで、この日の朝、自宅に弁護士が来ていたとのこと。

(ク) 平成27年3月4日 定期家庭訪問。

保険金が入った際の収入申告について再度確認。請求人はうつ症状のため眠れない日が多いと聞き取り。昼夜逆転になっているといい、精神的にも不安定な様子がうかがえた。

(ケ) 平成30年7月17日 請求人及び妻来所。

請求人より収入申告を受ける。収入の内容は、妻が医療過誤にかかる損害賠償請求の調停を申し立てていたが、その結果解決金として平成30年7月12日に14,666,710円の振込を受けたというもの。この日は振込がなされた通帳のみの提示があったため、申立にかかる資料も確認させてほしいと妻に求める。妻はこれに同意し、18日再度来所するとのこと。

(コ) 平成30年7月18日 妻来所。

17日に指示していた書類を持ってきたとのこと。調停調書、振込依頼書などの写しを妻の許可を得て徴取した。

(サ) 平成30年7月19日 定期家庭訪問。

請求人から保護の廃止の見通しについて質問があり、結審日が保護廃止の基準に

なるという見通しを伝える。請求人は納得がいかない様子で「なぜ遡るのか」と興奮気味に話す。

(シ) 平成30年7月23日 ケース診断会議開催。

「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における法第63条の適用について」(昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知。以下「第三者加害行為に関する課長通知」という。)の2によれば損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点を資力発生日としてとらえるとの考えが示されている。

これらをもとに、調停の成立日である平成30年6月12日を資力発生日として設定することに決定。廃止日以降の保護費については戻入処理および返還決定し、申告額から要返還額を減じた金額を収入認定すれば最低生活費の6か月上回る額になることから、平成30年6月13日付で生活保護を廃止することとした。

(ス) 平成30年7月25日 本件決定1処理。

ケース診断会議の検討内容に基づいて、平成30年6月13日付生活保護廃止を行った。

(セ) 平成30年7月26日 本件決定2処理。

(ソ) 平成30年8月7日 請求人および妻来所。

面談ブースにて、ケースワーカーおよび査察指導員で対応。本件決定1通知とともに廃止日以降の医療費にかかる返還金の納付書が届いていたが、その算出根拠となる記録の写しがほしいとの要望がある。

査察指導員より、ケース記録は公文書となるためその場で写しを交付することができないと返答する。それならば情報公開の手順を教えてくださいと請求人から求めがあったため、調べてから回答すると返答。

ケースワーカーが要返還額を算出する際に、請求人および妻が診療を受けていた各医療機関から聞き取っていた診療報酬の点数についてはそれぞれをメモに書き出し妻に手渡した。

請求人は保護の廃止日を調停の結審日にしたケースワーカーの決定に大いに不満がある様子であり、調停中からその事実を歴代のケースワーカーに伝えていたにも関わらず廃止の考え方について誰も教えてくれなかったのは不親切だとの発言がある。

審査請求を行うとの意向のため、審査請求書と記入見本を交付する。受付は処分庁でも可能であるが、本庁を通じて府に提出するため時間を要することを説明。請求人は自ら府に持ち込むとのことだったため、提出先についても情報提供を行った。

(夕) 平成30年8月9日 ケース診断会議開催。

7日のやり取りの際に請求人が生活保護についての記録の開示請求を行う予定だが、本件について、公開対象書類として差し支えないかの検討。

請求人の世帯に関する情報のため、公開対象として差し支えないが、すでに記録として起案され決裁が完了している書類のため窓口における「情報提供」ではなく開示請求を経ての公開とするものであること確認。

(チ) 平成30年8月9日 請求文書発送。

請求人宛、情報公開請求書およびリーフレットを送付する。

(ツ) 平成30年8月13日 請求文書再送。

9日に送付した書類が個人情報取得用ではなかったことから、正しい書式を再送した。

イ 本件決定の正当性について

(ア) 本件決定1について

法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。

そして、法第26条の規定により保護を廃止すべき場合に関しては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第10の12)の答2-(2)において「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされ、また、この廃止に関しては「保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。」と示されている。

本件においては、平成30年7月12日に、妻名義の口座に14,666;710円の入金があり、概ね6か月を超えて保護を要しない状態が継続することが明らかであると認められたため、処分庁は、法第26条に基づき本件決定1を行い、これにより過払いとなった生活扶助費および住宅扶助費については戻入処理を行ったものである。

なお、請求人は、平成30年6月12日を基準とし、翌13日付で廃止決定を行ったことについて、解決金の支払期日を無視した不合理な判断であると主張している。

しかしながら、後記(イ)でも述べるとおり、妻が申し立てていた調停において、相手方が妻に対し、解決金の支払義務があることを認める旨の合意が成立した時点で損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断されるため、この時点で請求人世帯に解決金という資力が発生したと考えるべきであり、以後は、本来保護

を有しない程度の資力がありながら直ちに当該資力を活用できないため保護を受けていた状態であったのであるから、解決金の支払い日でなく、調停が成立した時点をも基準とするべきである。

仮に、請求人の主張を認めると、解決金の支払いが遅れる限り保護を受け続けることとなるが、保護は、利用し得る資産等を最低限度の生活の維持のために活用することを条件に、その者の金銭等で満たすことのできない不足分を補う程度において行うこととされている法の趣旨に反することとなり妥当ではない。

(イ) 本件決定2について

法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

この点、「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」（昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知）の2において、法第63条の「返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこと。」とされ、例えば、公害による損害を被った時点で訴訟などを起こした者に関しては、「最終判決又は和解の時点」と示されている。

また、損害賠償請求権の資力発生時点に関し、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6の答（3）では、「損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。」とされている。

本件では、妻と相手方とで交わされた調停条項の文面において相手側が妻に対し解決金の支払義務があることを認めた取り決めがなされており、これは解決金の請求権が客観的に確実性を有するに至った日としてとらえることができるため、処分庁としてはこの日を資力発生日として位置づけたものである。

そして、廃止日以降の医療扶助費については、本来ならば資力があつたにも関わらず、これが直ちに活用できない状況であったために扶助を行っていたものであることから、処分庁は、妻が解決金を受け取り現金化できた時点以降に法第63条に基づき本件決定2を返還決定したものである。

(ウ) 結論

本件決定1及び本件決定2のいずれについても何ら違法・不当なものではなく、本件審査請求について棄却を求めるものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年7月17日付けのケース記録票には、「かねてより行っていた医療過誤調停が結審し、解決金が入金されたとのことで収入申告あり。その際に挙証資料として振込のあった通帳の提示を受けた。」との記載がある。

イ 平成30年7月17日に処分庁が受理した収入申告書には、「医療過誤による賠償請求金¥14,666,710」との記載があり、通帳の写しには、同月12日に同額の振込みがあった旨の記録がある。

ウ 平成30年7月18日に処分庁が受理した妻から弁護士あて同月10日付けの振込依頼書には、「後記金員を、以下の口座宛、銀行振込にて送金してください。」との記載があり、金額として、「解決金17,000,000円より法テラス決定書記載分(報酬1,836,000円+法テラス立替残高463,890円)と、裁判所への追加印紙代33,400円を控除した残金14,666,710円」との記載がある。

エ 前記1(3)のアと同じ。

オ 平成30年7月23日に開催されたケース診断会議の記録票には、「診断結果(内容及び結論)」として、「本ケースの資力発生日は医療過誤調停の結審した平成30年6月12日となるため、翌13日付で生活保護の廃止を行うものとする。廃止日以降の生活費は159条戻入として処理し、同じく廃止日以降の医療費は法第63条にて返還決定する。」との記載がある。

カ 平成30年7月25日付けのケース記録票には、「生活保護廃止に伴う要返還額を算出した。

資力発生日 平成30年6月12日

●生活費について

6月分生活保護費のうち6月13日～6月30日分 71910円

7月分生活保護費 171,650円

計 243,560円について159条戻入処理をする。

8月分生活保護費は組戻し処理済

●医療費について

医療券発行済医療機関に確認を行い判明した医療費(平成30年6月13日以降)

請求人(略) 計 20,100円 ①

妻(略) 計 59,830円 ②

①+②=79,930円について、生活保護法第63条にて返還決定を行う。」との記載がある。

キ 平成30年7月25日付けの本件決定1通知書には、「妻の医療過誤申立にかかる解決金が口座振込されたとして収入申告を受け、収入認定を行ったところ最低生活費の6か月分を上回る金額となることから、平成30年6月13日付で生活保護を廃止します。」との記載がある。

ク 平成30年7月26日決裁の本件決定2に係る決定書には、「妻が収入を得たことにより平成30年6月12日限りで世帯の生活保護が廃止となったため、廃止日以降に医療券にて受診された分の医療費合計について、法第63条にて返還決定します。」との記載があり、返還金・徴収金決定額は79,930円である旨の記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 課長通知の第10の間12の答は、「被保護者が保護を要しなくなつたときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらねたい。」と定め、「2 保護を廃止すべき場合」として、「(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」を定めている。
- (4) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発07.23第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返

還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

その④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

- (5) 問答集の問13の6の答(3)は、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。(略)

これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになるので、交通事故の場合とは資力の発生時点を異にすることになる。」と記している。

2. 本件決定について

(1) 本件決定1について

妻が申し立てた損害賠償の調停が平成30年6月12日に成立し、同年7月12日に本件解決金が妻名義の口座に入金されたことが認められる。

したがって、処分庁自身も認めるとおり、請求人世帯には調停の成立により本件解決金という資力は発生したが、その資力は直ちに最低生活のために活用できないため、入金日までは保護を要する状態であったのであるから、処分庁が、調停の成立日の翌日に遡及して請求人の保護を廃止するとした判断は妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

(2) 本件決定2について

本件決定2は、処分庁が保護を廃止するとして日以降に支給した医療費の返還を法第63条に基づき求める決定であるが、法第63条は、資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において実施機関の定める額を返還するものであり、本件決定1による保護廃止後の医療費の返還を求める本件決定2は、保護の受給という前提を欠き、妥当性を欠くものである。

さらに、法第63条に基づく費用返還額の決定については、前記1(4)のとおり、当該世帯の自立更生に係る検討が求められるところ、本件決定2に至る判断の過程において、その形跡は認められない。

(3) まとめ

これらのことからすると、本件決定1については、調停の成立日を資力の発生日とする判断には一定の合理性が認められるものの、請求人世帯が保護を要しなくなった日の認定は妥当性を欠き、また、本件決定2については、保護の受給という前提を欠くとともに、決定に至る判断の過程において、当該世帯の自立更生に係る検討を行っておらず、本件決定は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年1月20日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記

1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

